

2004.11.1

組合契約書

日本 I T 特許組合

組合契約書

第1章 総則

第1条 定義

(1)本組合契約(以下「本契約」という)において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|----------|---|
| 1. 組合員 | 本契約第6条第1項及び第2項に規定する者であって、本組合の組合員をいう。 |
| 2. 準組合員 | 準組合員は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の活動を賛助するとともに、本組合から一定のサービスの提供を受けるものをいう。 |
| 3. 一般組合員 | 業務執行組合員、理事及び準組合員以外の組合員をいう。 |
| 4. 理事 | 本組合の組合員のうち、本組合の業務執行を司るために本契約に基づいて選任された者をいう。 |
| 5. 理事長 | 理事の中から互選で選出され、業務執行組合員として本組合を代表する者をいう。 |
| 6. 理事会 | 理事によって構成され、本組合の業務執行についての決定を行う機関をいう。 |
| 7. 組合口座 | 本組合の事業のためにのみ利用される本組合名義の口座をいう。 |
| 8. 組合財産 | 出資金ならびに出資金の投資及び組合活動により取得した財産その他の本組合に帰属すべき財産をいう。 |
| 9. 組合持分 | 第22条第2項の規定に基づき算定される、各組合員が組合財産に対して有する持分およびその割合をいう。 |
| 10. 払込日 | 平成13年3月15日またはこれに代わる日であって、出資金の払い込みをなすべき日として理事会によって指定された日をいう。 |
| 11. 本組合 | 本契約に基づき設立された組合をいう。 |

第2条 名称

本組合の名称は、日本IT特許組合とする。

第3条 所在地

本組合の事務所は、〒105-001 港区虎ノ門3丁目5番1号 虎ノ門37森ビル13階に設置する。

第4条 目的及び基本方針

(1)本組合は、次の事業を行うことを目的とする。なお、本組合はこれらの業務の実施を、理事会の承認を得た上で、第3者に委託して行わしめることができる。

1. IT関連特許権に対する意識の啓蒙活動
2. IT関連特許に関する情報の提供
3. 組合員の特許申請、特許管理等に関する支援事業
4. 組合員が当事者となったIT関連特許権紛争に対して、先行技術の調査、紛争技術の評価などを通じた支援事業
5. 組合員の商標申請、商標管理等に関する支援事業

(2)本組合は、前項の事業を遂行することによって組合員相互の利益を増進することを基本方針とする。従って、本組合の事業の遂行に関して組合員間で利害の対立が生じた場合には、本組合は当該紛議についてはいずれにも加担せず、中立とすることを基本方針とする。

第5条 法的位置付け

本組合は、民法(明治29年法律第89号)第667条に規定する組合契約に基づくものとする。

第6条 組合員

(1)本契約の組合員は、以下の各号に掲げる資格を有する法人に限るものとする。組合員数は200名を超過しないものとする。

1. 本組合の事業目的に賛同し、かつ、本組合契約を遵守することを約した独立系ITベンチャー企業
2. その他理事会が相当と判断した者

(2)本契約の組合員となる者とは、理事会によって承認されることを要するものとする。なお、理事会の承認があった場合でも、総組合員の3分の2以上の者による反対があった場合には、組合員となることができないものとする。

(3)準組合員は、本組合の事業目的に賛同し、本組合の活動を賛助する独立系ITベンチャー企業とする。

第2章 出資

第7条 出資金額

各組合員の出資金額は、1口5万円とし、各組合員は均一の出資持分を有するものとする。準組合員が組合員になるとするときは、組合費の差額及び出資金を支払うものとする。

第8条 出資の時期および方法

- (1) 組合員は各自の出資金を払込日までに組合口座に入金して払い込むものとする。
- (2) 払込日の経過時において組合員が出資金の払込義務を履行しないときは、当該組合員は組合員資格を喪失する。
- (3) 払込済出資金は、本契約に別段の明示の定めがある場合を除き、払い戻さないものとする。
- (4) 組合員は、他の組合員の出資払込遅滞を理由に、自己の出資払込を拒絶することはできない。

第9条 組合員の個性

本契約がいずれかの組合員との関係で無効となり、または取り消された場合でも、本契約は他の組合員との関係では有効であり、かかる他の組合員は出資義務を含め本契約上の全ての義務に拘束されるものとする。

第3章 組合業務の執行

第10条 会長、副会長、理事及び業務執行組合員

- (1) 本組合に理事12名以内及び理事長（業務執行組合員）1名をおく。
- (2) 理事は、組合員総会で選出され、また、理事長は理事会において理事の互選によって選出される。
- (3) 理事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (4) 理事会は、その決議によって、本組合の運営全般に関するアドバイス等を受ける目的で、会長、副会長をおくことができる。

第11条 理事長及び理事会の権限

- (1) 理事長は、本組合の目的達成のため、本契約に定める制限に従い、下記の事項に関し、全組合員共同の名においてまたは本組合の名において、業務を執行し、本組合を代表する裁判上および裁判外の一切の権限を有する。ただし、本契約に別段の定めがある場合及び重要な業務執行に関しては、理事会の承認を得なければならないものとする。
 1. 組合財産の運用および管理に関する事項
 2. 組合員に対して組合員としての責任の履行を求め、また、組合員間の係争を処理し、統括する事項
 3. 組合財産の分配に関する事項
 4. 会計帳簿及び記録等の作成および保管等、本組合の会計に関する事項
 5. 本組合の事業に関して発生し、本組合の負担すべき費用、経費及び報酬等、債務の支払に関する事項
 6. その他、本組合の目的達成のために必要な一切の事項
- (2) 理事長及び理事は、本組合の目的に従い、善良なる管理者の注意をもってその業務を執行するものとする。
- (3) 本組合は、目的のいかんを問わず、組合員を含めたいかなる者からも、金員を借り入れることができない。ただし、全組合員の書面による同意がある場合は、この限りではない。
- (4) 理事長及び理事会は、本契約の業務執行にあたり、弁護士、弁理士、公認会計士その他の専門家を本組合の費用で顧問または代理人として利用することができる。
- (5) 理事長及び理事会は、必要に応じて、その責任において、自ら相当と認める者に本組合の事務の全部または一部を委任または準委任することができる。

第12条 一般組合員及び準組合員の権限

- (1) 一般組合員は、本契約に定められている場合を除き、前条に規定する事項を含め、業務の執行に関与しまたは本組合を代表するいかなる権限も有しない。
- (2) 本契約上、組合員またはこれを含む全組合員による意思決定が必要な場合、かかる意思決定は組合持分の過半数を有する組合員の出席（委任状による出席を含む。）により構成される組合員総会の承認によらなければならないものとする。
- (3) 準組合員は、本組合の業務執行、運営に関して、いかなる権利も、権限も有しない。

第13条 組合員の自己固有の業務

- (1) 一般組合員は、自己または第三者のために、本組合の事業の部類に属する取引をなし、または同種の事業を目的とする他の組合または会社の組合員、無限責任社員または取締役となることができる。一般組合員は、自己または第三者のために、本組合と取引することができる。
- (2) 理事長及び理事は、自己または第三者のために、本組合と取引してはならない。ただし、組合持分の過半数を有する組合員の同意がある場合は、この限りではない。

第4章 組合員の責任

第14条 組合員の責任及び義務

- (1) 組合員は、出資義務のほか、会費を納入する義務を負う。本組合設立初年度の会費は、以下のとおりとする。次年度以降の会費については、必要に応じて理事会において変更、決定する。

会費（年額）	36万円
--------	------

なお、準組合員の年会費は、12万円（年間）とする。

会費は、新規加入時に一括して1年分を、また、翌年度以降においては、加入日の応答日までに翌年度の年間会費総額を一括して組合口座に振込送金して支払われるものとする。ただし、組合員からの要請があった場合には、理事会の承認を得て、別段の支払方法を定めることができる。

- (2) 組合員は、本組合の事業目的達成のための情報収集に応じる義務を負担し、本組合の加入時において、組合員が保有しているIT関連特許権[及び特許出願中の発明]を本組合の理事会に対して開示するものとする。また、組合員が事後IT関連特許権を取得した場合及びIT関連特許の出願をした場合も同様とする。
- (3) 組合員は、本組合が提供するサービスの評価を行い、また新規サービスの企画に対して積極的に提案を行うこととする。

第15条 会長、副会長、理事及び理事長の責任及び義務

- (1) 会長、副会長、理事及び理事長は、故意または重大な過失がない限り、本組合の業務の執行の結果生じた損失または損害に関して、本組合または他の組合員に対して、いかなる責任も負わないものとする。
- (2) 会長、副会長、理事及び理事長は、出資義務及び会費納入義務以外に本組合の債務を弁済する責任を負わない。

第16条 秘密保持義務

- (1) 組合員は、本契約に従って本組合から提供を受けた他の組合員のIT関連特許権その他に関する情報を厳に秘密とし、これを他に漏洩してはならないものとする。
- (2) 理事及び理事長は、その職務遂行上知り得た組合員の技術上及び営業上の秘密については、本契約に従って組合員のために開示提供する場合を除き、これを厳に秘密とし、他に漏洩してはならないものとする。

第5章 組合財産の運用および管理

第17条 組合財産の運用

理事長は、組合財産の適正な保管以外の目的で組合財産を運用できないものとする。ただし、組合財産を、元本が保証され、随時払戻し可能な銀行預金またはこれに準じた金融商品において運用する場合は、この限りではない。

第18条 組合財産の管理

- (1) 理事長は、組合財産を、その責任において適切な方法で保管することができるものとする。
- (2) 理事長は、組合財産について自己の名前で預金、名義書換手続きその他関係法令上必要とされる手続きを行うものとする。
- (3) 組合財産に属する現金の受領、保管、支出は、全て組合口座において行うものとする。
- (4) その他組合財産の管理に関する事項は、理事長がその責任において行うものとする。

第19条 会計

- (1) 本組合の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。ただし、本組合の第1期の事業年度は、平成13年3月1日から同年12月31日までの期間とする。
- (2) 理事長は、本組合の事業に属するあらゆる取引に関する正確な会計帳簿および記録を作成し、保管するものとする。
- (3) 理事長は、毎事業年度終了後90日以内に、理事会の決議に基づき、本組合の当該事業年度に関する、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した貸借対照表、損益計算書および付属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、理事会において選任された監査理事の監査を経た後、組合員に通知するものとする。ただし、3分の2以上の組合持分を有する組合員の同意がある場合には、当該事業年度における記録、組合口座の入出金の明細その他相当な情報が記載された書面（電子ファイルを含む。）をもって財務諸表に代えることができる。

第6章 基本サービス業務とオプションサービス業務

第20条 基本サービス業務

- (1)本組合は、組合員に対して以下のサービスを提供する業務を行う。かかるサービスは、無償とし、E-メール及び本組合の開催するWEBサイトにおいて行うものとする。
1. IT関連特許に関する一般的な質疑応答を行うFAQとヘルプデスクの設置。
(ただし、特定具体的案件は除く。)
 2. 組合員の要求する案件に応じた弁護士、弁理士の斡旋
 3. 組合員以外の第3者から組合員企業に対する特許侵害警告対応時の先行技術文献収集支援
- (2)本組合は、準組合員に対して以下のサービスを提供する業務を行う。かかるサービスは、E-メール及び本組合の開催するWEBサイトにおいて行うものとする。
- 1.(1)の1.～3.に準じる
- (3)本組合が、組合員以外の一般向け及び組合員向けのセミナー、研修会を開催する際には、組合員、準組合員に対しては個別の優遇価格(一部は無償)にて提供する。

第21条 オプションサービス業務

- (1)本組合は、組合員の委託に応じて、以下のサービスを提供する業務を、自らまたは第3者に委託して行う。組合員は、当該オプションサービスについて、別途費用及び報酬を支払うものとする。なお、本組合は、いかなる場合でも弁護士法、弁理士法その他法律特許についての資格を有する者によって提供されるべき事務については直接サービスを提供することはなく、かかる事務が必要となる場合には、弁護士、弁理士その他資格を有する者に業務を委託するものとする。
1. 特許・商標申請、管理、監視に関する実務サービス
(特許・商標登録可能性に関する調査、特許・商標出願に際しての専門特許事務所の斡旋、特許・商標管理規程、特許料・商標料納付管理などの管理支援業務)
 2. 特許係争対策支援サービス(特許侵害警告対応を含む)
(IT関連特許専門の弁理士、弁護士の支援によるサービス内容及び提供料金を標準化して提供)
 3. 第3者機関による製品、技術の鑑定、評価サービス
(同上)
 4. 組合員からの提供情報並びに外部の調査機関の活用による先行技術調査サービス
(同上)
 5. ITパテントインデックスサービス
(情報通信業界の特許指標と特許情報の提供)
- (2)オプションサービスは、組合員および準組合員に優先して提供され、組合員資格に応じた優遇価格が適用されるものとする。
- (2)前条及び本条に定める基本サービス及びオプションサービスの実施開始時期、サービスの詳細な内容、価格等は、理事会において個別に別途決定することとする。また、前条及び本条に規定のない新規サービスの取扱の可否及びその内容については、当該サービスの内容、態様、影響度などを勘案して、理事会あるいは組合員総会において決定し、文書、電子メールまたは組合ホームページ掲載により、組合員に通知するものとする。

第7章 組合財産の持分と分配

第22条 組合財産の所有権の帰属

- (1)組合財産は組合員の共有とする。
- (2)各組合員は、組合財産に対して、本契約期間中いつでも、当該時点において本組合に所属している組合員の出資金額の総額に対する各組合員の出資金額の割合による組合持分を有する。
- (3)組合員は、本組合の清算前に組合財産の分割を請求することができない。

第23条 損益帰属割合

- (1)本組合の事業に関する配当または利息等の収益、費用、および損失等は、本契約に別段の定めのある場合を除き、全て、各組合員にその組合持分に応じて帰属するものとする。
- (2)本組合の事業に関して組合員が各自負担すべき公租公課は、各組合員が組合持分に応じて負担すべきものとし、本組合は、これを一切負担しない。
- (3)前項の公租公課に関し、組合員が、当該組合員に対し適用される税法または管轄権を有する政府もしくはその他の行政機関により、資料、書類、証明書その他必要とされる書類等の提出を求められまたはその他の調査を受けた場合、理事長及び理事会は、必要かつ可能な範囲で、これらの書類等を作成しまたは組合員がかかる調査に対応するための援助を行うものとする。この場合、かかる書類等の提出または調査援助に関して発生した費用は、当該組合員の負担とする。

第8章 費用および報酬

第24条 費用

- (1)本組合の業務に関して発生する本組合の負担すべきすべての費用、原価、報酬その他の債務は、組合財産より支払われるものとする。
- (2)理事長が、本組合の業務に関して本組合の負担すべき費用等を支出した場合、本組合に対し求償できるものとする。

第25条 会長、副会長、理事長及び理事の報酬

理事長及び理事の報酬は無償とする。会長、副会長に対してはその職務に応じ、理事会の決議によって適切な報酬を支払うことができる。

第9章 組合員の地位の変動

第26条 持分処分の禁止

- (1)組合員及び準組合員は、組合持分の過半数を有する組合員の同意のある場合を除き、組合持分の全部または一部につき、事由の如何を問わず、譲渡、質入れその他一切の処分をすることができない。
- (2)前項の規定に反して組合員及び準組合員が行った組合持分の処分は、組合及び組合と契約関係のある第三者に対して対抗できず、本組合は、かかる処分に関し譲受人その他第三者に対していかなる義務も負わない。

第27条 組合員の地位の譲渡

- (1)組合員は、本契約に別段の定めのある場合及び組合持分の過半数を有する組合員の同意のある場合を除き、組合員たる地位を全部または分割して譲渡することができない。準組合員は、準組合員たる地位を譲渡することができない。
- (2)理事長は、組合員の地位の譲渡が行われた場合、その旨を遅滞なく全組合員に通知しなければならない。

第28条 組合員の加入および脱退

- (1)いかなる者も、第6条、前条または次条の場合を除いては本組合に新たに加入することはできない。新たに組合員となる者は、本契約書を承認し、これに拘束されることを約するため、本組合が別途定める組合加入及び出資申込書に署名（記名押印）するものとする。
- (2)組合員は、やむを得ない事由がある場合に限り、理事長に対し脱退に先立つ30日以上前に書面による通知を行うことによって、本組合を脱退することができる。ただし、理事長は正当な理由がない限り脱退することができないものとし、この場合、脱退の意図及びその理由を全組合員に対して通知を行うことを要するものとする。
- (3)組合員は、下記の事由により本組合を脱退する。ただし、理事長が承認した場合は、この限りではない。
 1. 解散
 2. 破産、会社更生、民事再生の申立をし、あるいは、解散の決議をしたとき
 3. 第6条第1項に該当しなくなったとき
 4. 除名
- (4)業務執行組合員が第2項により脱退する場合、後任の理事長が選任されまたは本組合が解散するまでの間、当該理事長が業務を履行するものとする。
- (5)前項の規定は、3分の2以上の組合持分を有する組合員がこれに異議を申し立てた場合は、この限りではない。この場合、理事会は、ただちに後任の理事長を選任しなければならない。

第29条 組合員の合併

組合員が合併した場合、当該組合員が合併存続会社である場合には、当該会社は、当該組合員の地位を承継し本契約に拘束されるものとする。当該組合員が合併により存続会社とならない場合には、当該組合員は組合員としての地位を喪失するものとする。この場合、合併後存続会社が本組合の組合員となることを希望するときは、新たに第28条第1項に基づいて加入手続きを行うものとする。

第30条 組合員の除名

- (1)組合員及び準組合員に以下のいずれかの事由が生じた場合、理事会はその決議によって、当該組合員及び準組合員を除名することができる。
 1. 理由の如何を問わず、本契約第8条第1項に規定する出資義務を履行せず、かつ、相当期間を定めた通知によってもなお履行しない場合
 2. 本契約第14条に定める組合員としての責任を履行しない場合
 3. 正当な事由なく、本組合に対し、その業務を妨害する等重大な背信行為を行い、3分の2以上の組合持分を有する組合員が除名に賛同した場合
 4. 本契約上の重大な義務に違反し、3分の2以上の組合持分を有する組合員が除名に賛同した場合
- (2)前項の場合、除名の効力は、除名された者が理事長以外の場合は理事長から、除名された者が理事長の場合は理事会から、それぞれ除名された者に対してなされた通知が到達した時点をもって発生するものとする。

第31条 脱退組合員の持分および責任

- (1) 組合員が脱退した場合、脱退組合員の組合持分については、当該組合員の出資金額を払い戻すものとし、かかる取扱が行われることにより、当該組合員が保有する組合持分の清算は完了するものとする。既に支払い済みの会費は、いかなる場合にも返還されない。当該組合員は、本条項及び本契約において認められている以外には何らの金員その他の権利を本組合に対して請求することができない。
- (2) 前項の払い戻しにあたっては、第23条第3項の控除される費用のうち相当額および組合の第三者に対する債務の持分割合に応じた額を控除するものとする。
- (3) 脱退が除名に基づく場合、本組合は、当該被除名組合員に対する損害賠償請求を妨げられない。この場合において、理事長は、損害賠償請求を行う事由の存否を判断するまで、第1項の払戻しを留保することができる。ただし、かかる留保は、不合理な期間に及んではならないものとする。
- (4) 脱退組合員が脱退前に本組合に対し負担していた債務は、脱退によってその効力に影響を受けない。

第32条 理事長及び理事の辞任および解任

- (1) 理事長及び理事は、正当な事由がある場合に限り、全組合員に対して書面による30日以上事前の通知をして、辞任することができる。この場合であっても、組合持分の3分の2以上の組合員が別段の意思を表明した場合を除き、後任の理事長あるいは理事が選任されるまで、理事長あるいは理事の職務に関する権利義務を有するものとする。
- (2) 理事長及び理事は、下記の場合に限り、3分の2以上の組合持分を有する組合員の賛成によって解任されるものとする。
 1. 理由の如何を問わず、本契約第8条第1項に規定する出資払込義務を30日以上遅滞した場合
 2. 業務を執行しまたは本組合を代表するにあたり、違法の行為を行った場合
 3. その他本契約上の重大な義務に違反した場合この場合、理事長及び理事は、理事長及び理事の職務に関する権利義務をただちに喪失する。
- (3) 理事長が辞任しまたは解任された場合においては、後任の理事長が選出されるまで、理事会において指定された者が、暫定的に理事長の職務を務めるものとする。
- (4) 理事長及び理事の辞任、解任または脱退による後任として理事長及び理事に選任された組合員および前二項に基づき暫定的に理事長に就任した者は、当該選任以前に生じた一切の理事長及び理事の責任を負担しないものとし、辞任、解任または脱退した理事長及び理事が、かかる責任を負担するものとする。

第33条 組合員の地位の変動の通知

- (1) 組合員は、自己に関し本章に規定する地位の変動があった場合、すみやかに理事会に書面で通知するものとする。
- (2) 理事長は、前項の通知があった場合、遅滞なく当該地位の変動を他の組合員に通知するものとする。

第10章 解散および清算

第34条 解散

- (1) 本組合は、下記の理由がある場合に限り、解散するものとする。
 1. 組合員が一人となった場合
 2. 組合財産の3分の2以上の組合持分を有する組合員との関係で本契約が無効とされまたは取り消された場合
 3. 組合員の全員の一致により解散が決定された場合
- (2) 組合員が、解散前に本組合に対し負担していた債務は、解散によってその効力に影響を受けない。

第35条 清算人の選任

- (1) 本組合が解散した場合、理事長は清算人となる。
- (2) 清算人は無報酬とする。ただし、清算人が清算業務のために必要と認めた役務の提供を第三者に求めたときは、当該第三者に対して組合財産から適正な報酬を支払うことができるものとする。

第36条 清算人の権限

- 清算人は下記の事項に関し、職務を執行し本組合を代表する裁判上および裁判外の一切の権限を有する。
1. 現務の結了
 2. 債権の取立ておよび債務の弁済
 3. 残余財産の分配
 4. その他上記の職務を行うため必要な一切の行為

第37条 清算手続

- (1) 清算人は就任後遅滞なく組合財産の現況を調査し、清算の計画を立案して、組合員に通知するものとする。当該組合財産の現況調査および清算の計画立案に関し、清算人は、弁護士、公認会計士、鑑定人その他の専門家を、本組合の費用により利用することができる。

- (2)清算人は本組合の債務を弁済した後でなければ残余財産を分配することができない。ただし、争いのある債務がある場合、その弁済に必要と認める財産を留保して、残余財産を分配することができる。
- (3)残余財産の分配は各組合員に対し、その組合持分の割合に応じてなすものとする。
- (4)その他清算に関する事項は全て、清算人が決定して実施するものとする。
- (5)清算人は、本契約に基づく理事長の権限を、その性質上保有できない場合を除き、保有するものとする。

第 11 章 雑則

第 38 条 許認可等

- (1)理事長は、本組合に基づく業務の執行、組合財産の保有、管理、運営その他について許認可を得る必要があるときは、本組合及び組合員のために本組合の費用でかかる行為をなす権限を有するものとする。
- (2)組合員は、本組合の事案に関して組合員に対し適用される日本国および外国の法令に基づく諸規制を遵守するものとし、理事長は、組合員のために必要な手続きを、当該組合員の費用で合理的に可能な範囲内で、履行する権限を有するものとする。

第 39 条 通知

本契約に基づく通知は、書面、e-mail その他適切な方法により行うものとする。

第 40 条 本契約の修正

本契約は、3分の2以上の組合持分を存する組合員の同意を得た場合には、修正することができる。ただし、組合員に対し、既存の義務を増加し、新たな義務を課し、またはその権利を制限する修正は、組合員の全員一致により合意されない限り、効力を有しないものとする。

第 41 条 準拠法

本契約に基づきまたは本契約に関して生ずる全ての紛争は、東京地方裁判所の第一審専属的管轄に服するものとする。

以上を証するため、平成 13 年 3 月 1 日に、原始組合員は、各々記名押印して本契約書を 1 通作成し、その原本は、理事長が保管し、各組合員はその写しを保管するものとする。

以上